平成２３年（フ）第２９２号
静岡県浜松市東区大瀬町684番地の２
債務者　澤木　秀和
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３９１号
栃木県宇都宮市西川田本町４丁目18番12号西川田エステートハイツ201、前住所栃木県宇都宮市鶴田町3364番地37　メゾンセイブＢ棟205号
債務者　田中　道子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９４号
栃木県宇都宮市上戸祭町450番地２　コーポ石塚104、前住所栃木県宇都宮市平松本町1121番地４　コーポセモア101
債務者　藤井　文介
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９５号
栃木県下野市医大前４丁目７－２　本陣ハイツＡ棟201号室、住民票上の住所栃木県下野市磯部908番地１
債務者　福澄　一広
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９７号
栃木県宇都宮市平松本町366番地２　ドリームタウンＴＡＫＡ413
債務者　植木　　葵
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９９号
栃木県那須塩原市埼玉92番地16
債務者　大森　繭一
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８３号
静岡市葵区大岩宮下町２番地の１
債務者　髙橋　　剛
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１号
沖縄県宜野湾市大山２丁目22番２号
債務者　高良　　聡
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１３４号
沖縄県宜野湾市真栄原３丁目８番２―202号サンライズビル
債務者　照屋　誠淳
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１３６号
沖縄県うるま市字安慶名488番地　安慶名団地Ｄ棟405
債務者　金城　竹子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第８０号
北海道帯広市西９条南13丁目５番地　マサルアイ603
債務者　稲川　知佐
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
北海道帯広市東３条南20丁目20番地１
債務者　谷方　信子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
北海道帯広市東３条南20丁目20番地１
債務者　谷方　茂夫
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３５９号
栃木県上都賀郡西方町大字金崎234番地１
債務者　小平　香代
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３８３号
栃木県宇都宮市富士見が丘１丁目12番26号
債務者　風間　好子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係